

## 大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、大分県内において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所の整備運営に要する費用に対し、予算の定めるところにより大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、法第5条第14項に規定する就労継続支援のうち、IT分野に新たに取り組む事業若しくはIT分野に取り組んでいる指定就労継続支援A型の規模を拡大する事業又はIT関連事業を行う指定就労継続支援A型を新たに整備する事業を行い、かつ、指定就労継続支援A型の定員をIT分野で10人以上増員する事業とする。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づき補助金の交付を受けることができる者は、前条に掲げる事業について公募を実施し、知事が適当と認める者とする。

### (補助対象経費等)

第4条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に定めるものとする。

- 2 補助金の対象となる指定就労継続支援A型として事業を行う事業所（以下「補助対象事業所」という。）に他の施設、事業所等が併設される場合には、補助対象事業所に係る経費と他の施設、事業所等に係る経費とを明確に区分して補助対象経費を算出するものとする。ただし、容易に区分することが困難な経費又は明確に区分することによって経済的な合理性が損なわれる経費については、面積により按分する等の方法により金額を区分して補助対象事業所に係る補助対象経費を算出することができる。
- 3 前項ただし書の方法により補助対象経費を算出する場合には、その計算式及び算出の根拠となる資料を添付するものとする。
- 4 次に掲げる事業又は経費は、補助対象経費としないものとする。
  - (1) 補助の対象となる期間外に発生した経費
  - (2) 既存の事業所等から補助対象事業所への資産の転換に係る経費
  - (3) 食糧費、接待費その他補助対象事業として適当と認められない経費

(補助率等)

第5条 補助率は、別表第2のとおりとする。

- 2 補助対象経費に前項で定める補助率を乗じて算出した補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の申請を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に関する内容及び金額等が分かる書類

- 2 申請者は、前項に規定する申請書を提出する場合に、消費税及び地方消費税を補助対象経費とするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金申請額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出するものとする。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額の仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 知事は、前条に規定する申請があった場合は、申請内容を審査し、補助対象と認められた場合は、速やかに大分県就労継続支援A型事業所設置等交付決定通知書（第2号様式）を申請者に通知するものとする。

(補助条件等)

第8条 本補助金の補助条件等は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定通知を受けた後に、補助対象事業の計画を変更（軽微な変更を除く。）し、若しくは中止し、又は廃止しようとする場合は、大分県就労継続支援A型事業所設置補助金事業変更（中止、廃止）承認申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。
- (2) 知事は、前条に規定する申請があった場合は、申請内容を審査し、補助事業の変更等を認めた場合は、速やかに大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金事業変更（中止、

廃止) 承認決定通知書(第4号様式)を申請者に通知するものとする。

- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (4) 知事が、交付決定者に対して補助対象事業の進捗状況等について、調査又は報告を求めた場合は、速やかに提示すること。
  - (5) 法第36条第1項の規定により、知事又は大分市長の指定を受けること。
  - (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
  - (7) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
  - (8) この補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「財産」という。)は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
  - (9) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
  - (10) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。
  - (11) 知事の承認を受けて財産を所分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- 2 規則第5条第1項第1号の規定による知事が定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更(補助対象経費の20パーセント以内の増減)
  - (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減(又は補助対象経費の費目間における流用で、いずれか少ない額の20パーセント以内の増減)

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、この補助金の全部又は一部について概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第11条 知事は、交付決定対象事業所が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り又は不正な手段により交付決定を受けた、又は受けようとしたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 法令違反が判明したとき。
- (4) 法第36条第1項の規定による知事又は大分市長の指定が受けられなかったとき。

(補助金の返還)

第12条 知事は、前条の規定により交付決定の取消をした場合において、当該の取消に係る部分に関して補助金の交付が行われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金実績報告書(第6号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) 契約書又は見積書の写し
- (4) 財産、成果物及び取組状況の写真
- (5) 領収書又は請求書の写し
- (6) 財産管理台帳の写し
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 交付決定者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合には、前項に規定する事業実績報告書を提出する際に、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が明らかな場合には、補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項に規定する事業実績の報告を受けた場合は、報告内容に関する審査及び検査により、その報告に係る補助対象事業が補助金の交付決定の内容に適合するか否かを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を決定し、大分県就労継続支援A型事業所設置等補助金交付確定通知書(第7号様式)により、交付決定者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により決定した補助金の額が、第10条の規定により行った概算払の額に満たない場合は、期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 交付決定者は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合において、第13条の規定による実績報告後に行った消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税の仕入控除税額確定報告書(第8号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を行う場合において、交付決定者が多数の事業所を展開する法人の一部事業所等であり、自ら消費税及び地方消費税の申告を行っていないときは、法人の仕入控除税額に交付決定者に属する従業員数を法人の従業員数で按分した数を乗じた額を報告するものとする。ただし、課税売上割合等の按分による申告の方がより適当であると知事が認めた場合はこの限りでない。

3 知事は、第1項の規定による報告があった場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の保管等)

第16条 交付決定者は、補助対象事業に係る収入及び支出に関する帳簿を備え、証拠書類を整理保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和5年8月2日より施行する。

附 則

改正後の要綱は、令和6年4月1日から適用する。

別表第1(第4条関係)

補助対象経費	補助対象期間等
対象事業の開始に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品に伴う工事請負費を含む。）、施設改修費（施設改修に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等（職員の勤務状況に応じた手当、職員の経済的負担軽減のための手当、福利厚生として支給される手当、社会保険料）、役務費、委託料	開所日以前4月以内の期間。ただし、事業年度内の分に限る。
事業の円滑な運営に必要な外部講師等に対する報酬、委託料、定員確保のために必要な広告宣伝費	開所日以後3月（報酬、委託料については、6月）以内の期間。ただし、事業年度内に限る。

- 1 事業費の算出にあつては、原則、複数の見積書を添付し、適正な価格であることを確認したうえで最低額とすること。

別表第2（第5条関係）

補助率
1 / 2以内